

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録（１０年３定）			
日 時	平成１０年　９月２５日（金）	開　　議	午後　１時００分
		散　　会	午後　４時３７分
場　　所	第　２　委　員　会　室		
議　　題	付　　託　　案　　件		
出　席　委　員	中畑委員長、見楚谷副委員長、鈴木・斉藤・佐藤（幸）・ 佐々木（勝）・山吹・花岡各委員　　（渡部（輝）委員欠席）		
説　明　員	平野助役、教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、 消防長、監査委員・選挙管理委員会・国体準備各事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書　　記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に佐藤（幸）・花岡両委員を指名。付託案件を一括議題とする。

この際理事者より報告を求める。

「新行政改革の実施状況について」

○ (総務) 濱谷主幹

10年2定以降の実施状況について報告する。

平成9年度の財政効果として、職員数の削減や特別職給与・管理職手当一部カット等人件費削減分が2億2,480万円、市税等収納率向上対策関係が7,945万円、使用料・手数料の見直し分2億900万円、遊休等資産の処分4億2,040万円、施設の管理経費の減150万円であり、計9億3,515万円となっている。また、平成9年11月14日付けで自治省から出された「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」に基づき大綱と実施計画の見直し作業を現在行革推進本部で進めているが、行革懇話会等の意見を聞きながら今年12月を目処に大綱と実施計画の改訂版を作成したい。

○ 委員長

「中学生による強盗事件の経過報告について」

○ 指導室長

9月1日に市内中学生が学生宅に押し入り、財布を奪い、小樽警察署に逮捕された。逮捕後1週間この生徒は警察に留置され取り調べを受けており、学校・教育委員会は生徒から事情を聞けない状況にある。従って動機や現在の気持ち、家庭や学校での生活態度等の把握はまだ十分ではない。なお、生徒は9月11日、札幌地方検察庁小樽支部から札幌家庭裁判所に送致され、処遇については札幌家庭裁判所の審判の結果によることになる。当該中学校においては職員会議・PTA役員会を開催し、対応を協議するとともに生徒指導の充実について協力体制を強めている。教育委員会としては中学校長会議を開催し、ナイフの不法所持について指導するとともに、生徒・父母・教職員の三者懇談の充実等、生徒理解を一層深めるよう指導している。

○ 委員長

「学校給食の再開について」

○ 学校給食課長

オタモイ共同調理場職員2名からO-157菌が検出されたことに伴い、9月11日から調理を中止していたが、9月19日に保健所から安全が確認されたとの連絡があり、再開の準備を進め、24日から調理を再開した。

○ 委員長

「防火査察業務について」

○ 消防長

市民や議会に不安と不信を招き、心からお詫びしたい。立入検査については花園出張所長他1名で9月2日と4日に実施した。対象物は飲食店であり、その際、漏電警報器の設置、誘導標識の設置、少量危険物の届け出、標識板の形質、消火器の位置、防火管理維持台帳の備え付けの6項目について指摘したものである。この指摘事項については9月4日、経営者に詳細に説明し、不備事項通知書を交付したが、経営者から消防設備の関係業者の紹介を頼まれ、親切心が高じ、不用意にもたまたま手元にあった名刺を渡し、さらに依頼を受けて電話をしたというものであり、査察業務のマニュアル以外のことを行ったことは誠に遺憾で深く反省しているところである。また、経営者から、当初事務所から飲食店に用途を変更した時に建築確認申請書を提出しているということであったが、小規模な改修であり建築確認申請は不要であるため提出されていなかった、立入検査票に添付する建築図面について、経営者は貸した覚えはないとのことであったが、平成3年頃、出張所員が経営者の了解を得て建築

業者から入手したものと理解している、少量危険物の届け出について、一般家庭であれば届け出は必要ないが、飲食店であれば業務用ということで届け出が必要である。以上の3点が再調査した事項である。また、処分については今後十分検討して決定したいと考えている。公務員は公正公平でなければならず、たとえ依頼があったとしても特定の業者を紹介するということは軽率な行為と言わざるを得ず、市民に不信を抱かせるものであり、私の指導力不足と深く反省しているところである。この事実を厳粛に受け止め、このようなことが二度と起こらないよう、署長が9月11日、12日に各所属を巡視し、各職員に周知徹底を図ったところである。今後誠実な業務を遂行し、一日も早く市民の信頼を回復するよう努力する所存である。

○委員長

「第54回国民体育大会冬季大会スキー競技会について」

○(国体)川原主幹

大会開催に向けての準備業務については、実行委員会事務局で各業務の検討を進めているが、今後、業務の具体的な推進に向けてこの実行委員会事務局の組織を拡大・強化し、大会実施本部及び記録本部を10月6日に設置するものである。大会実施本部は、市職員の他、北海道・道教委・自衛隊・協議担当の民間人で組織し、総勢約430名で大会及び競技会運営を進めていく。記録本部は、市職員16名で組織し、競技記録及び総合成績に関する業務を行う。また、各競技を運営する競技役員体制についても小樽スキー連盟を中心に約500名のメンバーが確定したので、大会運営が円滑に進むよう準備に取り組んでいきたい。

○委員長

議案第20号「オウム真理教に係る破産手続における特別土地保有税に係る徴収金の減免に関する条例案」について

○資産税課長

国は、オウム真理教破産事件に限り、国が届け出た債権を事実上放棄し、被害者の債権を優先させる特別立法を今年4月17日に成立させた。本市においてもオウム真理教が所有する塩谷4丁目の原野の特別土地保有税の内、平成7年から平成9年分の本税、延滞金の合計80,000円余りが滞納となっているが、国の特例法の制定趣旨に沿い、租税債権を免除し、被害者救済に全面的に協力するよう条例を改正したい。

○委員長

議案第23号「小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案」について

○社会体育課長

朝里川温泉1丁目に建設中であったジャンプ台が本年5月末に完成したため、その名称を「小樽望洋シャンツェ」とし、小樽市体育施設条例の一部を改正するものである。

○委員長

議案第28号「指定金融機関の指定について」

○会計課長

指定金融機関の指定について、北海道拓殖銀行の北海道における営業が11月16日をもって北洋銀行に譲渡されることに伴い、指定金融機関を新たに指定することとなったため、地方自治法施行令第168条第1項の規定により北洋銀行を指定金融機関とする議決を得ようとするものである。その理由として、北洋銀行は、市税等の納入に十分な店舗を有しており市民の利便性が高い。現在の指定金融機関である拓銀のシステムを継承して業務を行うため、公金の取り扱いについて信頼性が高い。これまでの経験から、多数の収納代理金融機関の統括責任を負うことが出来る能力とノウハウを持っている。一時借入金の調達及び市債の引き受け等、行政が必要とする資金需要に適切に対応できる。以上のことから適任であると判断した。なお、指定時期は営業譲渡の日としたい。

○委員長

陳情第80号「星野町における公的避難所設置方について」

○(総務)長瀬主幹

星野町に災害時の避難所となる公的建物がないので、アドバンテスト社跡地に学校等の公的建物を設置してほしいというものである。星野町は札幌市に隣接し、人口が増加している地域である。アドバンテスト社跡地は民間による開発行為が予定されているが、公的施設を設置するという計画は聞いていない。現在星野地区の災害時の避難所として銭函小中学校等が指定されている。今後の同地区の開発状況やほしみ地区の開発計画等も聞いており、これらの推移の中で民間の施設の活用も含め今後検討していきたいと考えている。

○委員長

これより一括質疑に入る。

○花岡委員

防火査察業務について

確認申請書は経営者から出ていないが、平成3年頃花園出張所職員が建築業者から図面をもらったとのことであるが、そのことを経営者に通知する必要はなかったのか。

○消防署長

我々が管内を巡回中に、従前事務所であった建物が飲食店に変更されていたため、それが指定防火対象物が一般対象物が確認し、場合によっては立入検査票を作らなければならなかったので、経営者に話をし、了解の下で業者から図面を入手したと理解している。

○花岡委員

本人は知らないと言っており、食い違っているのではないか。

○消防署長

飲食店が新しくできた時点で、我々はどこの業者がその建物を施工したか知り得ないので、当然経営者に話をし、了解を得た上で図面をもらったということである。

○花岡委員

望洋シャンツェについて

この施設は夏場のジャンプを想定していないように思うがどうか。また、もしそうだとすると、冬期間しか利用しないということか。

○社会体育課長

確かに夏場のジャンプは想定していない。夏場の利用については、大きな広場と駐車場があるので、いろいろなことに開放できればと考えている。例えば、グランドゴルフ・遠足・フリーマーケット・野外コンサート等での利用を模索しているが、今後とも検討したい。

○花岡委員

私もシャンツェに上ってみたが、かなりの高さであるにもかかわらず、階段に手すりがついていない。夏も冬も開放するという前提の施設であれば、市民が上っていく可能性もあるので、転落防止の手すりを設置すべきではないのか。

○社会体育課長

基本的にはお年寄りや子供が上ると危険だと判断しており、夏場の利用は平らな所だけと考えている。手すりはランディングバーンには確かについていないが、一番上にはついている。

○花岡委員

夏場はシャンツェそのものの使用を禁止するということだと思うが、今の状態であれば誰でも自由に上れるので

不安である。

陳情第80号「星野町における公的避難所設置方について」

今回の台風5号でもキライチ川が氾濫し、もう少しで星野町会館に被害を及ぼすところであった。防災計画は災害を予防するという意味も含まれていると思うが、同計画でキライチ川は重要水防区域調の中には入っていない。この川は過去にも何度か氾濫していると思うが、何故重要水防区域となっていないのか。

○(総務)長瀬主幹

キライチ川はバイパスの上、バイパスから国道の間、国道から海岸線まで、それぞれ道と市と行政区分が違っているという状況もあるが、過去に災害があったのも事実であり、その後整備されてきているという状況の中で原課の判断で重要水防区域に指定しなかったものと考えている。

○花岡委員

今回のキライチ川の氾濫についてはどのように捉えているか。

○(総務)長瀬主幹

今回の降雨量は9月の日雨量としては史上2番目となっており、砂防ダム等も含め十分に機能を発揮出来なかった面もあったかと思うが、危険であるという判断材料には当たらなかったのかと思う。

○花岡委員

防災担当として予測できない自然災害だったということか。

○(総務)長瀬主幹

あの河川は整備が進んでいるというのも事実であり、史上2番目の雨量ということで予測できなかったことと判断している。

○花岡委員

今回の最大時間雨量は30ミリであり、これは防災計画でいう注意報の基準の雨量に該当し、警報には当たらない。今回は史上2番目の降雨量だと言うが、今後警報に該当するような降雨量になった場合、危険を回避できないのではないか。

○(総務)長瀬主幹

史上2番目の降雨量で事故が起きたので、それ以上の雨量となれば当然危険性は増すと考えている。

○花岡委員

そういう意味ではない。今回は注意報の基準の雨量であり、警報レベルではないが、想定している以上、警報レベルの雨が降る危険性もあるということである。今のキライチ川は今後も氾濫する危険性があるということか。

○総務部長

今回災害復旧費を予算計上した中で、キライチ川についても測量・設計委託料を計上している。今後補助災害の適用を受ける方向で協議をし、復旧に努めたい。また、河川の状況等を判断しながら災害の被害を復旧したいとの土木サイドの意向もあるので、復旧工事を待ちたい。

○花岡委員

部分的に改修はされると思うが、災害復旧だけで工事を終わっていいのか。また、かつてあった木々が伐採され青葉台団地が宅地造成されたが、都市計画法の第33条では、開発する時には「排水施設からの排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること」となっている。宅地造成がされた時、キライチ川の構造的な問題は指摘されたのか。

○(総務)長瀬主幹

経過については承知していない。

○花岡委員

この陳情第80号は、急激な宅地造成によってこのような事態になりながら近くに避難所が一つもないことについて、命や財産を守るためにも避難所的な公共施設を設置してほしいというものである。アドバンテスト社跡地は民間で開発するものであるが、少なくとも小樽市としてアドバンテスト社に、この地域への避難所の設置について意向を伝えるつもりはあるか。

○(総務)長瀬主幹

アドバンテスト社跡地の開発行為は都市計画の手続きも進んでおり、あの地域の中では公園用地の確保が指導されていると聞いている。現在の市の計画の中では、星野地区に限った形での学校やコミュニティセンター、児童館等の設置計画は今のところ持っていない。あくまでも小樽市全体を考えながら今後検討されていくと思う。

○花岡委員

星野町の住民の避難所は銭函小・中学校であるが、子供たちはそこにバスで通っている状況にあり、いざという時に対応出来るのか疑問である。また、この地域にとって唯一公共的な施設として町内会館があるが、キライチ川に隣接しており、今回も危うく被害を受けるところであった。地域住民の安全性を考えるともう少し積極的な検討があってもいいのではないか。財政の問題や総合計画の問題があったとしても、防災を担当する課として、今後こうしたいという方針を持つべきと思うがどうか。

○(総務)長瀬主幹

現実には小・中学生がバスで通っている中、銭函地区の避難所として小・中学校を指定しているが、津波・高潮警戒区域として銭函海岸地区が指定されており、その中では銭函市民センターも避難所として防災計画上の位置付けはしている。その災害の状況によって避難所としてどこが適当か十分見極めていかなければならないと考えている。また、星野会館については、地域から町内会館の建て直しの話も出ていたようであるが、なかなか地域住民の意見がまとまらないとの話も聞いており、この点も含め公的施設ということで陳情者の要望があったのかと認識している。いずれにしても、小さい地域の中でそれぞれの施設があればいいと思うが、そこに避難所をつくるのが、市の施策上最重要になるかは自信を持って返答できない。

○花岡委員

祝津川の氾濫について

重要水防区域調に入っている祝津川が今回の台風5号により氾濫し、消防が出動したと聞いているが、経過を示せ。

○(消防)警防課長

9月16日の台風5号の時、祝津2丁目の中村鉄工所の工場内に水が入ったと通報があったため、消防隊が現場に行き、側溝内の土砂の除去と泥汲み作業を実施した。また、業者によるポンプ排水作業も併せて行われている。

○花岡委員

今回だけではなく、以前にもこのような事態になっていると聞くがどうか。

○(消防)警防課長

平成9年8月の大雨の時にも同場所で同様の活動を実施している。

○花岡委員

今回の台風5号に関する報告で、祝津の降雨量は報告されていないが、それほど量ではないという認識なのか。

○(総務)長瀬主幹

銭函・張碓方面の降雨量よりはかなり少なかったと認識している。

○花岡委員

通常の降雨量より少し多い程度で2年連続氾濫することについてどう考えるか。

○(総務)長瀬主幹

2年連続なので、あふれる危険性の高いところと認識している。

○花岡委員

祝津川は複雑に道路の下を走ったり建物の下を走ったりしているが、川がほとんど崩れて体をなしていないところもあり、流れるままに流れている状況である。防災担当として、最優先で改修してほしいという意思表示を土木部にすべきと思うがどうか。

○(総務)長瀬主幹

原課サイドの意見も十分に聞かないと分からないが、古くからの権利関係がいろいろあるため、海岸線沿いの部分はある程度整備されているが、指摘の部分については難しい面もあると聞いている。

○花岡委員

しかし、現実には雨が降るたびに住民は被害を受けているので、防災担当としても対応すべきと思う。また、この川の上流で大規模な宅地造成が行われたことを知っているか。

○(総務)長瀬主幹

承知していない。

○花岡委員

高島墓地の向かい側である。川の氾濫の原因になっているかどうかは分からないが、源流付近で大規模な宅地造成がされているのは事実である。無秩序な宅地造成等さまざまな要因で大きな災害に発展することもあるので、土木部等縦割りで考えるのではなく、防災担当としての判断を持つ必要があるのではないか。防災担当も含めた形で横の連絡や検討会議等も行われているのか。

○総務部長

宅地開発は法の規制があるので、その中で適切な形で行われていると考えている。祝津川については2年連続氾濫している経緯があるので、状況や問題点等について原課に聞きながらしるべき措置をとっていきたいと考えている。

○花岡委員

人事院勧告について

55歳の昇給停止が大きな問題となっているが、これはどのようなものであり、実際に行われるとどのような影響が出るのか。

○職員課長

人事院勧告は民間と国家公務員の差を是正するためのものであるが、民間の動向や給与、条件等を調査した中では、約64.5%の企業が55歳以下で昇給停止をしているという実態があったため、国は現在の58歳での昇給停止を55歳に引き下げることを考えている。我々は現在昇給停止の措置はとっていないが、もし昇給停止が行われれば、その影響として、退職金の額が少なくなり、また、停止した分の給与が減り、退職時の年金も減ることになる。例えば高卒で採用し係員のまま定年を迎える職員について、現行60歳までの昇給を55歳で停止した場合、退職金は約120万円減、給与は5年間で約97万円減、合計で217万円の減になる。ただ、年金については平均の給与月額で計算するので年額で1万円程度の差しか出てこないと考えている。

○花岡委員

人事院勧告は民間との差を是正するためのものだと言うが、一方では公務員の交渉権・労働基本権の代償措置でもあることを考えると、最近の人事院勧告の性格はゆがんできているように思う。民間を参考にするということだと思うが、むしろ民間の低賃金を国家公務員並みに引き上げていくことが労働者の暮らしと権利を守ることに必要ではないか。

また、超過勤務時間の上限目安時間を360時間と定めたが、小樽市役所ではこの上限目安時間は守られているか。

○職員課長

小樽市の実態を見ると、多いところで１人当たり４００時間程度となっているが、上限の目安時間が今回人事院勧告で出されたので、今後どのように反映させるか内部で考えたい。ただ、平成９年度では１人当たり平均して年間１２０時間程度で、前年度の約１２３時間を下回っており、さらに昨年８月からノー残業デーを設けているので１人当たり年間で７時間程度さらに減と考えている。国でも行政のスリム化や業務の見直しと共にこの目安を考えているので、我々もこのような観点から考えたい。

○花岡委員

この上限目安時間を超えると市に何か不都合なことはあるのか。

○職員課長

今のところこれは目安ということであり、特に罰則等はないと思うが、これらも視野に入れて時間外について考えたい。

○花岡委員

罰則規定がなければ歯止めがかからないのではないか。ノー残業デーといいながら一方では職員の削減も行っているので、相当仕事量を減らさなければ時間外勤務を減らすことはできないのではないか。

○職員課長

確かにそのようなことになるかもしれないが、例えば、昨年度１人当たり４１２時間と一番残業時間の多かった港湾部工務課は、今年度１名増員しており、全体的な事務・事業を見直す中で適正な職員配置に努めたい。

○花岡委員

女子保護規定の撤廃について

業種により、午後１０時以降残業させてはいけない、休日の時間外勤務をさせてはいけない等のいろいろな規定があったが、これが撤廃され、残業時間１５０時間の上限もなくなり、男性と同様の３６０時間となるのか。

○職員課長

介護や育児が必要な場合については激減緩和も考えられていると思う。

○花岡委員

実際すでに女子保護規定の撤廃に準じたような労働が行われているところで、とても仕事を続けていけないという状況も多々ある。また、育児休業や介護休業をとっている人には一定の制限はあるが、仕事をしながら介護や育児をしているケースもある。女子保護規定が撤廃され、なおかつ上限目安時間を３６０時間に引き上げられてしまえば、女性労働者の働く場を狭めることになるのではないかと。来年４月から女子保護規定は法的には全面撤廃になるが、市として、多くの労働者が他の環境が整うまで時期を延期してほしいという声に応えることはできないか。

○総務部次長

労働基準法の改正は経済部所管なので、経済部と協議し、今後の雇用問題に当たっていきたい。

○総務部長

今後の少子高齢化の問題も含め、女性の労働者の対応をどうすべきかという見地から今回の労働基準法の改正が国会で通っている。一自治体としてこの法律の実施を延ばすことはできず、我々はそれを遵守するという形になると思う。

○花岡委員

これは基本的には労働者の長時間労働を助長する中身であると思う。

公務員の倫理について

人事院勧告の冒頭でも倫理について触れられている。市でも前消防長の問題、保護課職員の問題等、公務員の倫理が問われるような問題が相次いでいるが、どのように考えていくのか。これまでも倫理規定を作ると言い続けて

きたが、いつまでどのような方向で作ると考えているのか。

○職員課長

人事院勧告では、特殊法人等へ出向して戻ってきた職員について、出向先での行為に対し懲戒処分ができるように法整備をしたいとしている。それとは別に国ではさまざまな不祥事に対する倫理法制定に向けて取り組んでおり、国会でも議員立法として出されている。大綱はすでに決まっているが、まだ継続審査中であり、細かい部分はまだ分からないので、それらが示される中で小樽市としてもどのような形で整備すべきか検討しているところである。

○花岡委員

一定の期間、集中的に議論し早急に作るべきである。また、職員の中でも公務員としての役割について考える場が必要だと思う。

泊原発の３号機の建設について

市長は推移を見守ると言っていたが、この３号機は質的に１・２号機以上に大きな問題を含んでいる。北電は２０１０年までにＭＯＸ燃料(混合酸化物燃料)を使用する方向性を示しており、また、大きな地震があった後にもかかわらず、耐震性は１・２号機と同様とのことである。このような重大な問題を含んだ３号機の建設について、ただ見守るだけでいいのか。

○(総務)総務課長

ＭＯＸ燃料は使用済み燃料から回収されたプルトニウムを利用するものであり、現在ヨーロッパを中心に先進国で核をリサイクルする方向で研究が進み、一部実用化もされている中で、国もプルサーマル計画の位置付けとして進んでいる。北電も１～３号機のどれかで使用したいと表明しているが、核不拡散や核リサイクルの問題等、国の全体的な計画も関係すると思う。また、耐震性については、国も災害時の耐震性について従来から基準を設けて取り組んでいるが、岩盤上に設置し、ある程度大きな揺れになると即時に停止できるということで安全性は確立されていると聞いている。我々も北電等に対し安全性をより高め、情報公開もさらに充実させてほしいという申し入れをしている。現在、道内でそれぞれ説明会等を開き、環境影響評価を進める中で、住民の意見を反映しながら国や道の許可をとるという段階なので、注意深く推移を見守りたい。

○花岡委員

プルサーマル計画においてＭＯＸ燃料を使用するには高速炉にしなければならず、１・２号機が古いことを考えると、３号機で対応しようとしているのは明白である。先進国で実用されていると言うが、実用されているのは何カ国あるのか。また、耐震性の問題について、国会でも村山首相の時代に問題があると答弁されているにもかかわらず、北電は３号機も１・２号機と同じレベルでいいと答えている。近隣市町村の安全を確保する上でも厳しく指摘するべきではないのか。また、情報公開と言うが、泊原発で大事故につながりかねない事故が連続して起こったのを１年間隠していた経過がある。そのような意味で北電のアセスを全面的に信用できるか疑問に思うがどうか。

○(総務)総務課長

プルサーマルの実績について、少数体規模での実証計画の中で、敦賀や美浜でモデル的な形で若干行っている。また、ドイツ・アメリカ・フランス・スイスでは１９６０年代から１９６６年まで、１，６００体が使用されており、ドイツやフランスでは実用的な形で進んでいる。また、新聞等によると、１９９９年東京電力や関西電力でも使用するとのことである。また、事故について、確かに通産省には届け出はされていたが、新聞等への発表が一部遅れたことについては、我々も注意をしている。

○花岡委員

プルサーマル計画は先進国で進めてきたが、現在はほとんど中止しており、２カ国しか使っていない。また、高速炉「もんじゅ」の事故を考えても、安全性が確認されていないことが実証されていると思う。放射能漏れに関し風船を使った実験でも小樽や苫小牧も含めて放射能の汚染区域はかなり広いことが実証されている。小樽市民の安

全を確保するためにも、もっと慎重になるべきではないか。

○総務部長

北電は、環境影響調査を終了し、現在道に申請する準備を進めているところである。今後さらに専門家による審議がされると思うが、我々としても北電に対し安全性を高めるように要望することを考えているので、これからの推移を慎重に見守りたいと考えている。

○佐々木(勝)委員

省エネ対策について

地球温暖化等の環境問題が根本にあり、その努力目標に対してどの国も努力しているが、庁内で考えると、経費削減を行政改革の柱にしているのので、各課におけるデータ管理が適切にされていなければならないと思う。光熱水費について細かく分けて整理しているのか。

○(総務)総務課長

市全体からいうと総務部で管理しているのは燃料費で2～3%、光熱費で3～4%となっている。我々も全庁的に省エネを進める意味で庶務担当課長会議等を通じて指導等をしているが、光熱水費の具体的な内訳はそれぞれの原課で把握している。総務で管理している分について、平成8年度は約2,540万2,000円であったが、平成9年度は約2,907万6,000円と増えている。内訳としては庁舎の電気料、構内のロードヒーティングの電気料、都市ガス料、上下水道料となっており、増えている分としては3分の2が電気料、3分の1が上下水道料である。逆に燃料費については平成8年度が666万円に対し平成9年度は575万円と減っている。いずれにせよ、我々は十分省エネに努めているが、消防の緊急通信指令システムの稼働や国保のシステム変更もあり電気料が増えてしまった経緯がある。平成10年度についてはこれらが一定程度落ち着きをみせており、またノー残業デーも実施しているため、現在のところ電気料は減っている。

○佐々木(勝)委員

明確なデータ分析や改善策等を示せる形で管理する必要があるのではないか。

○(総務)総務課長

大きなものについてはある程度データを入れているので出せるようにはなっているが、全体となると時間がかかると考えている。

○佐々木(勝)委員

決算の際はそれらの分析も含め細かい数字を示すことはできるか。

○(総務)総務課長

決算に限らず、ある程度大まかな数字は出せると思う。

○佐々木(勝)委員

学校施設の維持補修費について

一般維持補修費とはどのようなものか。

○(学教)施設課長

小・中学校の一般維持補修費の内訳は、修繕料等の需用費、木の伐採・雪降ろし等の役務費、工事請負費、原材料費となっており、小学校で3,757万4,049円、中学校で3,130万3,712円である。修繕料の内訳としては、電気関係・暖房機器・水道漏水・建具・トイレ排水の詰まり・雨漏りの修繕となっている。

○佐々木(勝)委員

平成9年度決算書における小学校費の学校管理費の修繕料は、359万1,346円となっているが、一般維持補修費の修繕料の総額はいくらか。

○(学教)施設課長

修繕料合計で２，０９６万５，０４４円である。

○佐々木(勝)委員

修繕料が特に多くかかっている学校はあるか。

○(学教)施設課長

奥沢小学校がそうであるが、内訳としては、暖房器の故障で５７万円、水道修理１４万８，０００円、トイレ工事で５万円、合計で２６４万８，０００円となっている。

○佐々木(勝)委員

それだけその学校が老朽化しているというバロメーターとして見ることはできるのではないか。また、修繕料の内訳として水道漏水が挙げられていたが、原因の分析はしているか。

○(学教)施設課長

管の破裂ということで、施設が老朽化していたようである。

○佐々木(勝)委員

小樽市は古い学校が多いが、修繕料は年々上がってきているのか。

○(学教)施設課長

特に小学校において年々修繕料が上がっている。

○佐々木(勝)委員

老朽化を我慢しろというのは子供にとって酷である。学校現場からもいろいろ改善要望が出ていると思うが、現在の予算の中でそれらに対応できるのか。

○(学教)施設課長

毎年各学校から改善要望が出されるが、学校から重点要望３点に絞ってもらい、その中で特に授業に支障のあるものについて優先的に進めている。

○佐々木(勝)委員

漏水等についても特に分析してほしい。

オタモイ共同調理場におけるＯ－１５７の発生について

ある学校では市教委が関係部局に対し大変申し訳ないとあやまったと聞くが、今回の事故について市教委としてどのように受け止めているか。

○学校給食課長

我々としては事故発生とは受け止めていないが、申し訳ないという言葉はＯ－１５７の性格上、保護者や関係者に不安を抱かせたということについてだと理解している。

○佐々木(勝)委員

Ｏ－１５７の保菌者は小樽市に限らず出て不思議はないと思うが、学校給食に影響を与えるような事態になったときに、どのような危機管理意識を持っていたかが問題である。

保菌者が出て学校給食をストップした後、それにかわるものが出たと思うが、どのようなものが出たのか。

○学校給食課長

主食であるパンと牛乳、ヨーグルト、フルーツゼリー、チーズ等温食以外のもので対応した。

○佐々木(勝)委員

それは何日続いたのか。

○学校給食課長

１１日から２２日の７回分である。

○佐々木(勝)委員

毎日パンと牛乳とヨーグルトだけでは大変だということで、何か変化を持たせた学校はあるか。

○学校給食課長

特に変化は持たせていない。基本的には先ほどのメニューの中で対応したが、学校の中には何とか温食の提供はできないかという声が挙がっていたことは事実である。

○佐々木(勝)委員

学校で独自に副食のようなものを用意したところもあったと聞くがどうか。

○学校給食課長

たまたま球技大会等の際に簡易給食では足りないという声もあったが、市教委として弁当対応をしてほしい等の願いはしなかった。ただ、通常時からクラブ活動の際など給食だけでは足りないため、家から不足分を持ってきている人もおり、学校の裁量に任せている。

○佐々木(勝)委員

そこに行き着くと思う。やはり各学校の主眼的判断を持たなくてはならないと思う。O-157が発生し、学校給食に影響が出て、また、学校給食検討委員会でも給食のあり方を含めて基本方針をつくらなければならないが、それらについてどのような考えで望むつもりなのか。

○教育長

2人目の保菌者が出なければ給食の再開はもっと早かったと思う。確かに今回は7回の簡易給食を実施したが、調理の再開は教育委員会だけの判断ではなく保健所の判断によって決まることになるので対応は限られている。対応としては2つの手段が考えられた。一つは業者に委託することであるが、他市においてはこれにより食中毒が発生したこともあり、業者の弁当を手配することはできなかった。もう一つは、学校給食検討委員会でも調査をしたが、学校給食をやめて家庭から弁当を持ってきてもらうことであるが、いろいろな家庭の事情があり、朝食をとらずに学校に来て昼の給食を楽しみにしている子供がいるという状況もある。弁当を持参させることがかえって子供につらい思いをさせることも予想されたので、簡易給食を実施せざるを得なかった。

今後、厚生省の指針ではO-157の健康保菌者については作業所から隔離させて別な仕事をさせてもいいとなっており、かなり緩やかな対応が認められている。ただ、学校給食となると児童・生徒の命にもかかわることになるので、今回の対応はこれで正しかったと思っている。今後も2週間おきに検便をするので、その中でまた保菌者が発見されることもありえるが、今回の経験を生かし、冷静な対応をしなければならないと考えている。

その間は不自由をかけることになるが児童・生徒・教職員にはやはり我慢してもらうことが必要だと考えている。

○佐々木(勝)委員

共同調理場のあり方について現在検討しているが、今回の件も考慮に入れて検討することになるのか。

また、危機管理の問題について、何かあった場合の臨機応変な対応について考えておくべきではないのか。我慢してもらうという対応ではいかがなものかと思うが、今後の基本的な考え方を示せ。

○教育長

私は今回の対応は決してまずくなかったと考えている。例えば共同調理場でO-157の保菌者が出たときに1週間の通常給食を停止したとしても、それによって1つの共同調理場が永久に閉鎖されたり何度も続けて危険な状態になる訳ではないので、その間の対応が適切になされていれば、多少の復旧作業があっても、それは行政としてやるべきことであると思う。仮に3人目の保菌者が出たことを予想すると、例えばもう1つの調理場の担当分の給食の内、何校かの分を交代で振り向け、痛みを分かち合う等の臨機応変な対応も考えていた。我々もできる限りのことを考えて実施しているので、今後同様のことが起こったら、また同じ対応をせざるを得ないと考えている。

○佐々木(勝)委員

痛みを分かち合ってみんなで我慢するという対応でいいのか疑問である。もっと臨機応変な対応があってもいいように思う。

中教審の答申について

教育の地方分権化について触れられているが、私は地域で手作りの教育をしていくべきと思うがどうか。

○教育長

中央教育審議会の答申については報道等で承知しており、指摘のとおり地方の分権化について触れられているが、その詳細を見ると財政的な裏付けや人的配置、学校の組織編成等、まだ不明な部分が多々ある。また、私自身要望したい事項もあるので、すぐに感想を述べる状況にはないが、今回の答申を読んで学校の主体性が尊重されるのは望ましい方向だと思うので、さらに研究・検討を重ねていきたいと考えている。

○佐々木(勝)委員

以前にも地域の中で知恵を出し合って小樽の教育をつくっていかうと提案したことがある。これまでは動向を見守るという答弁が多かったように思うが、今回の中教審の答申は地域で小樽の教育をつくっていくいい機会だと思う。

○佐藤(幸)委員

就学援助費について

平成9年度で受給者は何名か。

○学務課長

小学校全校児童7,815名の内1,026名、中学校全校生徒4,948名の内640名が受給している。

○佐藤(幸)委員

受給資格を示せ。

○学務課長

文部省の認定基準として一定の収入の基準がある。小樽市の場合、生活保護認定基準の1.3倍となっており、例えば4人世帯で両親と小学生と幼児という家族構成の場合、概ね年収427万円程度以下が該当することになる。

○佐藤(幸)委員

支給形態を示せ。

○学務課長

項目がいろいろ分かれているが、修学旅行費と学校給食費以外は保護者の口座への振込になっている。

○佐藤(幸)委員

すべて個人に振り込まれているのか。団体に振り込むケースはあるか。

○学務課長

ほとんどが保護者の口座に振り込まれるが、修学旅行費は学校単位で校長の口座へ、学校給食費は学校給食会に振り込まれる。

○佐藤(幸)委員

以前、他の生徒の目の前で手渡しをして問題となったことがあったが、これは改善されたのか。

○学務課長

改善している。

○佐藤(幸)委員

個人に振り込まれた後、団体に吸い上げられているようなケースはないか。

○学務課長

学用品であれば購入してまた学校で使う等はあるが、吸い上げているようなことはないと思う。

○佐藤(幸)委員

他市で特定の団体に自動的に振り込まれ、手数料を差し引いてから本人に渡るというケースがあったが、そのようなことはないか。

○学務課長

給食費等は別としても、直接保護者の口座に振り込んでいるので、間違いなく本人に届いている。

○斉藤委員

就学援助費について

個人口座に振り込んでいるというが、保護者の口座が何らかの事情で差し押さえられていたようなケースもある。振り込まれたのは子供のためのお金なので返してはもらえたが、恥ずかしくて言いにくいことなので、そのようなことが影で起こっているかもしれないと思う。

オタモイ共同調理場における0-157の発生について

緊急避難的な対策として今回は正しい判断だったと思うが、本当の危機管理というのは、例えば災害や突発的な事故等で両共同調理場が使用不可になったような場合のことだと思う。もしそうなった場合、突然業者に委託しようとしても判断に迷うことになってしまう。回復に莫大な時間がかかる場合、例えば小樽病院の厨房等、市として食材を供給できるようなところとどのようにリンクするか検討しておくことが本当の危機管理だと思うがどうか。

○教育長

子供に提供する場合の献立は教育委員会で管理し、1月分の栄養量が決められているので、例えば両共同調理場がつぶれる等よほどのことがない限りは他の機関にお願いできないと思う。次の対策として進めるとすると、新光共同調理場にもう少し余力があれば11校の半分は新光調理場から供給できたことも考えられるので、この問題については学校給食課や教育委員会、学校給食運営協議会等の意見を聞きながら、対応を考えたい。

○斉藤委員

教育という枠を超えた何かが起こった場合も想定しておくべきと思う。例えば他の病院で子供のカロリー計算ができる人がいるか等について、今後の課題として最低限研究しておくべきと思う。

アール・アイへの融資について

今回のアール・アイへの3億5,000万円の融資は、一時借入金のような形になるのか。

○財政課長

3億5,000万円を支出した後、年度末に返してもらい、次の年度の始めに再度貸し付けをすることになっている。

○斉藤委員

具体的に小樽市が借入れをする時、どこの課がどのような事務手続きをするのか。

○財政課長

今回の場合はまだ具体化していないが、一般的な例として、貸付契約書の中の相手方の請求額や期日等に基づいて支出調書を作成し支出することになる。

○斉藤委員

私は今の時点での貸し付けに反対しているが、仮にどうしても必要だということで9月30日に議決を得た場合、いつ貸し付けをすることになるのか。

○財政課長

あくまでも貸付契約書が成立してからの話であるが、単なる事務手続きで言えば、相手と関係書類の交換が終わ

れば数日で貸し付けできると考えている。

○ 斉藤委員

もしそうなれば、地元の金融機関から資金繰りすることになるのか。金額も貸付期間も明確になっているので地元金融機関にとっては非常に条件がよいと思うがどうか。

○ 財政課長

我々の資金繰りは全体で行っているので、実際の貸し付けの時期がいつになるか分からないが、その時期の全体の資金繰りとして、我々が借入れを起こす時期であり、かつ地元の金融機関からも借入れを起こす時期であったとすれば、結果としてその一部を借りることになるかもしれないが、そのためだけに借入金を調達するということにはならないと思う。

○ 斉藤委員

小樽市は一時借入金として3～5億円を常に借りているのだから、この分を地元金融機関から借りれば地元にも経済効果があるのではないか。これまでも多い時で6本程度の融資が重複しており、それをならすと3～5億円程度は借りていることになるので、それを地元金融機関の短プラで借りるべきと主張してきている。地元企業振興の観点からも3億5,000万円を別枠で地元金融機関から借りるべきではないのか。

○ 財政課長

委員の意見は理解できるが、あくまでも市の資金繰りは全体の中で考えるので、貸し付けの時期に我々が貸し付けを起こす時期でなければ、歳計現金の中から貸すことになると思う。従ってそのような中で、結果として3億5,000万円のために新たに資金調達が必要になった場合はそのようなことも検討しなければならないと考えている。

○ 斉藤委員

監査の請求について

ある特定の監査事項が市民から寄せられたり、または議員から指摘された場合、誰がどのように判断して監査の要・不要を判断するのか。また判断基準はどのようなものか。

○ 監査委員事務局次長

地方自治法第199条第1項の規定に基づき、「監査委員が必要と認めるとき」にできるとなっている。この「必要」というのは監査委員が特認で判断することになっているので、小樽市の場合は2名の監査委員が合議し、必要性を認めた場合監査することとなる。

○ 斉藤委員

地方自治法第98条第2項の議会による監査請求に対してはどのように対応するのか。

○ 監査委員事務局次長

議決を得て、議長から監査委員に監査の通知があれば必ず監査することになる。

○ 斉藤委員

一般市民が監査請求をする場合はどこへ行けばいいのか。

○ 監査委員事務局次長

直接請求の場合は第75条の規定で住民50分の1以上の署名を必要とする。また、第242条の住民監査請求については、違法あるいは不当で損害が明らかに認められる時に住民1名から請求できる。一般の市民からの監査ということであれば、法制度上では住民監査請求しかないと理解している。

○ 斉藤委員

職員による違法行為について

公務員が、自分の所管する行政事務に関し、違法行為を発見したにも関わらず改善させなかった場合、何か規定

はあるのか。

○職員課長

法に違反した行為であれば懲戒審査委員会の対象になる。

○斉藤委員

違法行為を見逃している状態を第三者が気付いた場合、どうするべきか。職員課に行けば指導してもらえるのか。

○職員課長

今の話では判断しかねるが、どのようなものか調査しないと答えようがないと思う。

○総務部長

例えば住民から公務員が違法行為をしていると情報があった場合、窓口は職員課になると思うが、どのような実態が十分調査するのが一般的と考えている。

○鈴木委員

台風5号等による被害について

台風5号や豪雨により近年にない被害が出ているが、平成9年12月に策定された地域防災計画はどのように活用されたのか。

○(総務)長瀬主幹

今回については災害対策連絡室を設置し、各部長を招集して各班現状を把握するようにという指示の中で情報収集に努めており、新しい防災計画の趣旨が生かされたと思っている。

○鈴木委員

消防も活動したと思うが、どのような体制をとったのか。

○(消防)総務課長

台風5号については早朝から降雨があり、注意報も発せられていたが、10時10分に大雨洪水警報が発表された段階で消防では完全な警備体制を確立した。15時に降雨が続いていたため、警戒と現場活動の行動をとっている。また、17時の連絡室設置の段階で消防本部においても連絡室を設置し、警備体制に移行しながら終結するまで警備体制を確立し続け、かつ現場活動もしたので、今回は十分に機能が果たせたと考えている。

○鈴木委員

スムーズに動けたのは非常に良かったと思う。今回の災害で集中的に被害にあったのが張碓・銭函・桂岡である。周辺の自然環境もあったかと思うが、今まで整備自体もあまり充実していなかったのではないかと。災害が起きないように先に手を打つことが重要だと思うが、災害復旧だけでなく予防工事が必要ではないのか。

○(消防)総務課長

小樽市内には急傾斜や崖崩れ等危険地域も多々ある。河川についても、道や国の補助により全体の土木計画の中で整備を進めていると聞いているが、急傾斜の問題については道とも連携をとりながら事業計画を進めていると認識している。

○鈴木委員

今後張碓・銭函・桂岡方面について重点的に整備をしてほしい。

第54回国民体育大会冬季大会スキー競技会について

施設整備はすべて終了したのか。

○(国体)川原主幹

アルペン天狗山、クロスカントリーはからまつ公園、ジャンプは望洋シャンツェとなっており、コース整備はすべて完了している。ただ、からまつ公園において競技本部となる現在の運営ハウス2階部分の増築工事は12月

中の完成となる。

○鈴木委員

今回の大会で新たに計器類を発注して使用することであるが、手配等は終わっているか。

○(国体)川原主幹

計時計器はメインとサブの2系統を使うが、昨年最新の機械を購入し、従前の機械も併せて使用して対応する。また、ジャンプ台については現在工事の中にすべて入っており、クロスカントリーについても近隣の市町村から借りるということで手配できている。

○鈴木委員

アルペンやクロスカントリーについてはこれまでも何らかの大会で使用されているが、望洋シャンツェは初めて使われるものであり、台の設定も机上計算をし、風の方向等により手直しもされている。本番を前にテストジャンプやこけら落としは予定しているか。

○(国体)川原主幹

2月18日の国体に先立ち、1月末に全道ノルディック大会を国体のリハーサル大会と位置付け、計時計算等役員の研修を含めて実施したい。なお計時計算等については現地において何度か研修を行いリハーサルや本番に臨みたい。

○社会体育課長

こけら落としは、全道ノルディック大会時にテープカットを行いたいと考えている。

○鈴木委員

長野オリンピックの盛り上がりによりジャンプ少年団の子供たちも増えていると聞くので、全道ノルディック大会で、例えば長野オリンピックで活躍した選手に飛んでもらう等、何か大会を盛り上げる手立てをするべきではないか。

○(国体)局長

7月にも市長とともに各関係機関に要請を兼ねて回り、全日本スキー連盟に長野オリンピックで活躍した選手の積極的な参加をお願いしたが、すでにその時期にノルディックの世界選手権が入っているので難しいとのことであった。我々としても何らかの形でできるだけ有名選手に参加してもらえよう、引き続き全日本スキー連盟に要請していきたい。

○鈴木委員

できるだけいい選手に飛んでもらいたい。ポスターやステッカー、のぼりを最近見るがそれぞれの程度作り、どのように使われているのか。

○(国体)金子主幹

のぼりは潮祭りの時期にあわせ200本程度作り、潮祭り会場周辺や市関係の山車等に使った。その後各競技会場の周辺や市庁舎、市内各所に200本程度出している。今後、さらに500本程度追加する予定であり、協賛企業を募り、国体を成功させる会と協力し用意する予定である。ポスターについては、公式ポスターを6月に3,000枚作成したので、その内1,000枚程度全国に発送し、市内にも1,000枚程度配布し、今後道内の各JR駅に掲示する予定である。また、国体を成功させる会でも公式ポスターを小型にして、協賛金を使って4,000枚程度作成し、市内・道内に配布する予定である。

○鈴木委員

のぼりのデザインは潮祭りのデザインに似ており、国体の雰囲気とは違うようにも思うが、のぼり200本というのは少ないのではないかと。これから500本追加することであるが、商店街や国道5号沿い、観光客の訪れる運河周辺や朝里川温泉街等にはのぼりが少ないように思う。準備が進み、役員が決まり、組織も大きくするとのこ

とであるが、市民がどれだけ盛り上がり、どれだけおもてなしの心を出せるかによってリピーターの観光客をどれだけ引っ張れるかにもつながり、子供たちの大きな夢にもつながると思うので、もう少し検討してほしいがどうか。

○(国体)次長

国体の実施本部を10月6日に430人の規模で全庁的に発足した。潮祭りは多くの人が訪れるということで、緊急的にのぼりを用意したが、今後の問題としてデザインや設置場所も含めて積極的に検討し、盛り上げるよう最大限努力したい。

○鈴木委員

小・中学校の適正配置について

今年度中に方向性を出すとのことだが、現在までの経過を示せ。

○学務課長

まだ現段階では未定である。

○鈴木委員

中教審でも児童・生徒数について新しい考え方が出てきているが、それらも考慮に入れるのか。

○教育長

それらも条件に入れなければならないので、基本計画の策定も若干遅れている。

○鈴木委員

早く結論が出るといいが、子供の問題なので慎重に間違いのないような形で結論を出してほしい。全校児童が少ないため、友達が少なくて寂しいという学校も多いので、一日も早く多くの友達を持てるようなにぎやかで活気ある学校づくりをしてほしい。

参議院選挙について

投票時間が延長されたが、投票率等の集計は終わったのか。

○(選管)次長

投票率について

(%)

	小 樽 市	全 道	全 国
今 回	60.30	59.90	58.84
前 回	45.62	46.92	44.52
上昇率	14.68	12.98	14.32

前回は4月に統一地方選挙があり、いわゆる亥年減少ということで参議院選挙の投票率が低かったため、今回と単純に比較することは難しいが、公職選挙法の改正により、投票時間が午後6時から午後8時に延長され、また、不在者投票は午後5時から午後8時まで延長になり、手続きも簡易になったこと等、有権者が投票しやすい環境作りが功を奏したと考えている。また、今日の景気対策等を背景に有権者の政治意識や選挙への関心が高まったこと等も要因と考えている。

○鈴木委員

投票日の午後6時以降の投票者数は押さえているか。

○(選管)次長

9,389名であり、全有権者に対する比率は7.4%である。また、当日投票者は全体で69,754名であるので、当日投票者の13.5%となっている。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時35分

○委員長

これより討論に入る。

○花岡委員

陳情第５０号を除く他の陳情について採択の討論をする。陳情６件中３件は銭函地域に学校や公的避難所の建設を求めるものである。この地域は政策的に人口増加地帯としてきたにもかかわらず、公的機関や施設の面では遅れている。特に子供たちの学ぶ環境の整備や避難所の設置は急を要するものであり、早急に対応すべきものである。その他も陳情も願意妥当であり採択すべきである。

○委員長

討論を終結し、これより順次採決する。

採決の結果、陳情第９号、第２１号、第４２号、第７１号、第８０号についてはいずれも賛成多数により継続審査と決定。

次に議案第２０号、第２３号、第２８号については原案可決と、陳情第５０号及び所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致で決定した。

散会宣告。